

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程を廃止する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程を廃止する規程

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程（平成二十一年埼玉県病院事業管理規程第一号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。